

## 障害者の軽自動車税(種別割)または自動車税(種別割)の減免

身体障害者手帳などをお持ちの人が利用されている軽自動車または普通自動車について、税の減免ができます。ただし、障害者1人につき、軽自動車または普通自動車どちらか1台に限ります。

また、これまでの軽自動車税の名称が「種別割」に変更されていますが、車種の区分、税率は変更されません。

### ● 軽自動車の場合



- ▶申請場所 税務課
  - ▶申請期限 6月1日(月)
  - ▶必要なもの
    - ・納税通知書
    - ・運転免許証(減免申請する車を運転する人のもの ※コピー可)
    - ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など(※各種手帳は必ず原本を、また複数所持している場合は全てお持ちください)
    - ・その他必要なもの
- ※法改正等があった場合、改正後の内容を適用します。

### ● 普通自動車の場合



- ▶申請場所 加古川県税事務所
- ▶申請期間(通常) 4月1日(水)から納期限まで
- ※上記の申請期間経過後も月割減免制度があります。詳しくは、加古川県税事務所にご確認ください。
- ▶必要なもの
  - ・印かん、運転免許証、身体障害者手帳、療育手帳など
  - その他必要な書類は、加古川県税事務所(☎421-9271)にご確認ください。

令和2年度軽自動車税(種別割)の納期限は  
**6月1日(月)**です  
納税通知書は5月中旬に発送する予定です

[問合せ] 税務課 資産税係 ☎492-9133

## 固定資産の「縦覧」

納税義務者の皆さんが、町内の土地や家屋と自己の資産の価格(評価額)を比較できる「土地・家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧することができます。

なお、この縦覧帳簿には、所有者や税額などは記載されていません。



- とき 4月1日(水)～6月1日(月) 8:30～17:15(土日、祝日を除く)
  - ところ 税務課 資産税係窓口
  - 縦覧できる人 町内に所在する土地・家屋にかかる固定資産税の納税義務者またはその代理人
  - 必要なもの
    - ・印かん
    - ・身分証明書(顔写真有りの場合は1点(運転免許証など)、写真無しの場合は2点(健康保険証+国民年金手帳など))
- ※代理人の場合は、委任状が必要です。

### 閲覧制度について

自己資産の価格などの確認は、固定資産課税台帳(名寄帳)の「閲覧制度」をご利用ください。

※借地・借家人が閲覧する場合は、賃貸借契約書などの権利関係が確認できるものが必要です。

### 審査の申し出

固定資産税の納税義務者で固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、納税通知書を受け取った日の3カ月後までに固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。

令和2年度固定資産税・都市計画税の  
第1期納期限は**6月1日(月)**です  
納税通知書は5月中旬に発送する予定です

[問合せ] 税務課 資産税係 ☎492-9133

## 町税等の納付は安全で安心な口座振替をご利用ください

口座振替をご利用いただくと、納め忘れの防止や支払いに行かれる手間が省け、大変便利です。

なお、町内の各金融機関には口座振替依頼書が備えつけてありますので、次の金融機関の窓口でお申し込みください。

- みなと銀行 ●三井住友銀行 ●但馬銀行
- 播州信用金庫 ●但陽信用金庫 ●姫路信用金庫
- 西兵庫信用金庫 ●兵庫県信用組合
- 兵庫南農業協同組合 ●ゆうちょ銀行

☆ゆうちょ銀行は、ゆうちょ銀行指定の依頼書をご利用ください。

☆振替をする金融機関を変更する場合は新しい金融機関で申し込んでください。

### ＜手続きに必要なもの＞

・預貯金通帳 ・通帳届出印 ・納税通知書  
すでに口座振替を利用されている場合で「全納」[期別]の振替の変更を希望されるときは、税務課窓口で手続きできます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
指定期限		6月1日(月)	6月30日(火)	7月31日(金)	8月31日(月)	9月30日(水)	10月2日(月)	11月30日(月)	12月25日(金)	2月1日(月)	3月1日(月)	3月31日(水)
税目	町 県 民 税		全期・1期	2期	3期					4期		
	固定資産税・都市計画税		全期・1期	2期					3期		4期	
	軽自動車税(種別割)		全期									
	国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
依頼書締切日		4月20日(月)	5月29日(金)	6月30日(火)	7月31日(金)	8月31日(月)	9月30日(水)	10月30日(金)	11月30日(月)	12月25日(金)	1月29日(金)	2月26日(金)

※金融機関で依頼書締切日までに依頼されると、上記の指定期限から振替することができます。

[問合せ] 税務課 収税係 ☎492-9165

懐かしい仲間と集まろう!

## ふるさと稲美町同窓会支援事業

同窓会の案内を、町ホームページなどに掲載しませんか?

対 象 町内の小学校、中学校及び高等学校の卒業生で、学校、学年、学級及び部活動の単位で開催される同窓会で、開催人数が10人以上のもの

### 支援内容

- ①開催案内などを町ホームページ、町フェイスブックに掲載
- ②コミュニティセンターを使用する場合は使用料減免

### メリット

- ホームページ
  - ・検索が簡単!「稲美町」で検索すると出てきます。
  - ・期間を決めて掲載できる!長期間の掲載も可能です。
- フェイスブック
  - ・リアルタイムな情報発信が可能!
  - ・タイムラインが新しい情報に更新されていきます。
  - ・写真も掲載できる!
  - ・写真があると目にとまりやすく、効果的に周知できます。

この事業は、「ふるさと稲美町」への愛着を深めることで、将来的なUターン及び定住を促進することを目的としています。

結婚して稲美に住もう!

## 「結婚新生活支援補助金」

一引越費用や住居費用を助成します

定住促進、少子化対策を推進するため、結婚を機に、町内で新生活を始める夫婦に対し、引越費用や住居費用(購入・賃借費用)について18万円を上限に助成します。

対 象 次の条件をすべて満たす夫婦

- ①令和2年1月1日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ②夫婦の所得の合計が340万円未満  
※所得の要件は緩和される場合があります。
- ③夫婦の年齢がともに34歳以下
- ④助成対象となる住宅が町内にあり、住民登録のうえ、居住している
- ⑤町税等の滞納がない など

申込方法などの詳細は、町ホームページをご覧ください。ご不明な点は、企画課までお問い合わせください。

新婚生活をサポート!



## 募集します! まちづくり活動サポート補助金

住民団体の皆さんが新たに取り組む自発的なまちづくり活動に対して、その活動に要した経費の一部を補助する制度です。補助を希望される団体はぜひご応募ください。

### 制度内容

事業費総額が10万円以上で、まちづくり活動に貢献する公益的な事業(分野は問いません)の実施に必要な経費について、1事業につき10万円を限度に補助します。

同じ団体への補助金の交付は、1年度に1事業となります。

※応募のあった事業については、審査会を開催し、補助金の交付・不交付を決定します。

※国や地方公共団体などから補助・委託等を受けている団体や、趣味的な活動を行う団体は対象となりません。

※政治・宗教・営利を目的とする団体は応募できません。

### 募集期間

4月1日(水)～5月7日(木)

申請書は町ホームページに掲載しているもの、または企画課窓口にて備え付けのものを使用してください。

対象となる要件など、詳しくはお問い合わせください。

### 令和元年度補助事業例

- ・野菜(大根など)を参加者自らが収穫する収穫祭を開催し、町のにぎわいを創造する。
- ・「手づくり」にこだわったフェスを開催し、交流人口の増加を図る。
- ・コスモス畑やサツマイモの収穫体験を通して、地域の交流を図る。
- ・地域の高齢者に対する健康、いきがづくりと住民の交流の場の提供。

